

三島市外五ヶ市町箱根山組合手数料徴収条例

(昭和 62 年 3 月 3 日)

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条第 1 項の手数料（以下「手数料」という。）及び同法第 231 条の 3 第 2 項に規定する督促手数料（以下「督促手数料」という。）の徴収については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

手 数 料 の 種 類	金 額	備 考
公簿、公文書又は土地図面閲覧	1 件につき 100 円	閲覧は、1 種類 1 回で 1 件とする。
公簿及び公文書の謄本又は抄本	1 枚につき 100 円	
土地図面の謄写	1 枚につき 100 円	
各種の証明	1 枚につき 100 円	

(実費の徴収)

第 3 条 次に掲げる文書等を郵便で交付するときは、前条に定める手数料のほか、実費を徴収する。

- (1) 公簿及び公文書の謄本又は抄本
- (2) 土地図面を謄写した物
- (3) 各種の証明書

(手数料の納付方法)

第 4 条 手数料は、申請の際納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第 5 条 次の各号の一に該当するときは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により無料で取り扱わなければならないとき。
- (2) 官公署から請求があったとき。
- (3) その他管理者が特別の事由があると認めたとき。

(督促手数料)

第 6 条 組合の歳入の徴収について督促状を発した場合には、督促手数料として、1

通につき 50 円を徴収する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三島市外五ヶ町村箱根山組合手数料等徴収条例（昭和 33 年条例第 14 号）は、
廃止する。